

# 2006年8月の重傷事故

## 時効8日前 男起訴

### 業過致傷罪 当時、同乗女性「替え玉」

2006年8月に福井市内の交差点で女子児童(当時10歳)が乗用車にはねられて重傷を負った事故があり、公訴時効(5年)の8日前に、地検が、乗用車を運転していたとみられる男を業務上過失傷害罪で起訴してことがわかった。事故直後は、同乗していた女性が現行犯逮捕されたが、地検は男が身代わりを依頼したとみている。男は当時、無免許であり、捜査が長引いた結果、道交法違反(無免許運転)などの罪は、3年の時効が成立している。(酒本友紀子、井上敬雄)

### 引き継ぎ 福井南署 捜査長引く 不十分?



男は、福井市内の無職荒木静雄被告(54)。地検などによると、事故は06年8月10日午後1時10分頃、福井市若杉の県道交差点で発生。乗用車が赤信号を無視して時速70〜80キロで進入し、出合い頭に乗用車と衝突した弾みで、自転車

▲ 事故が発生した県道交差点(福井市若杉)

で横断歩道を渡っていた小学5年の女児をはねた。女児は頭などを強打し全治約3か月の重傷。福井南署が業務上過失傷害容疑で福井市内の女性を現行犯逮捕した。捜査関係者によると、車には荒木被告と女性のほか、別の男性1人が乗車していた。当初、3人とも女性を運転していたと説明したが、事故の目撃者は「運転していたのは男性」と証言。女性も途中から、荒木被告の運転だったと供述を

#### 交通事故を巡る経緯

2006年	8月10日	女児が重傷を負った交通事故が発生。福井南署が同乗女性を業務上過失傷害容疑で現行犯逮捕
09年	8月10日	道交法違反(無免許運転)、犯人隠避教唆罪の時効成立
11年	5月13日	福井南署が被疑者不詳のまま書類送検
	7月13日	地検が業務上過失傷害容疑で荒木被告を逮捕
	8月2日	地検が業務上過失傷害罪で荒木被告を起訴

変えたため、捜査は難航した。福井南署や地検の担当者が変わるなどして事故に関する引き継ぎがうまくなされず、しばらく捜査されなかったという。

公訴時効が迫ったことから、福井南署が今年5月13日、被疑者不詳で書類送検。地検が捜査したところ、同乗男性が「運転手は荒木被告で間違いない」と話したため、地裁に逮捕状を請求、福井南署が7月13日に逮捕し、地検が8月2日に起訴した。荒木被告は地検の調べに「覚えていない」などと否認しているという。時効直前に地検の捜査で

逮捕状を請求するという異例の展開となったことに対して、県警交通指導課は「公判前の事件についてコメントはできない」としている。交通問題に詳しい高山俊吉弁護士(東京都)によると、交通違反の身代わりをした場合は通常、犯人隠避罪に問われ、身代わりを依頼した側は犯人隠避教唆罪に問われる可能性があるが、道交法違反(無免許運転)罪も含めていずれも公訴時効は3年で、すでに成立している。高山弁護士は「問われるべき罪の責任が追及できていない。捜査に抜かりがあったとしか思えない」と指摘している。

11.9.9 読売(福井版)